

椿小学校いじめ防止基本方針



平成28年4月
鈴鹿市立椿小学校

はじめに

本校では、鈴鹿市いじめ防止基本方針に基づいて、「いじめの防止」等を推進するため、今まで学校が取組んできていることや今後大切にしていこうとする取組みについてまとめるとともに、「重大事態」等に対処するために、「学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

併せて、「いじめが起こった場合のフロー図」や「椿小学校いじめ防止対策年間計画」も示しました。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

第1章 学校におけるいじめ防止等に関する取組について

1 いじめの防止

児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行っています。

併せて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、お互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる取り組みを行っています。

(1) 「授業づくり」においては、

- ① 学ぶ楽しさや充実感を味わえる「授業づくり」
「わかる授業」を行い、補充指導の充実を図る等、基礎・基本の確実な習得のためのきめ細かな指導を推進しています。
- ② コミュニケーション力の育成
自分の思いを上手に伝える表現力や、相手の考えや思いを受け取る理解力、相手の身になって人の心を思いやる共感力を育む取り組みを行っています。
- ③ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努めます。

(2) 「集団づくり」においては、

- ① 人権意識が高く、正義感のある「集団づくり」
学校の教育活動全体を通じて、道徳教育・人権教育の充実を図ります。「いじめは絶対に許されない行為である」ことを理解し、いじめを見逃さず、いじめを許さず、お互いを思いやり尊重し合える集団づくりに取り組みます。
- ② 良好な人間関係がある「集団づくり」
学級や学校をすべての児童が安心・安全に生活できる場所にします。また、日々の授業や行事等において、すべての児童が共に高め合い、活躍できる場面を多くします。そして、児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進めます。

また、人とかかわる喜びを味わい、心の通じ合うコミュニケーション能力を育

む異年齢交流を行うとともに、児童の主体的な活動を重要な取り組みとして位置づけ、児童会が中心となって、いじめのない学校づくりを推進します。

③ 情報モラル教育の推進

児童がインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的な指導を進めます。

2 いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いため、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知します。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って行います。

(1) 日常的な取り組み

- ① 教職員による日常的な児童との対話や観察、連絡帳等による児童の変化やサインに気づくための指導をしています。また、日記、作文なども活用しています。
- ② いじめ等問題行動の発生しにくい、信頼で結ばれた人間関係のある学級経営をしています。
- ③ 校長や教頭、教職員が校内を巡回して安全対策を行っています。
- ④ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整えます。
- ⑤ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童生徒が相談しやすい環境を整えます。

【鈴鹿市の相談窓口】

◆ 子どもに関する相談窓口(鈴鹿市子ども家庭支援課)

3 8 2 - 9 1 4 0 kodomokateishien@city.suzuka.lg.jp

◆ いじめSOSテレフォン(鈴鹿市子ども家庭支援課)

3 8 2 - 9 2 5 0 (平日 8 時 30 分～17 時 15 分)

◆ いじめSOSメール(鈴鹿市子ども家庭支援課)

ijime-sos@city.suzuka.lg.jp (24 時間受信可能)

※ 平日 8 時 30 分～17 時 15 分以外は、返信が翌日以降になることがあります。

◆ 子ども人権相談(鈴鹿市人権教育センター)

3 8 4 - 7 4 2 2 (火～金 8 時 30 分～17 時 15 分)

【鈴鹿市以外の相談窓口】

◆ いじめ電話相談(三重県総合教育センター) 毎日 24 時間

0 5 9 - 2 2 6 - 3 7 7 9

0 1 2 0 - 0 - 7 8 3 1 0 (24 時間子ども SOS ダイヤル)

◆ ネットいじめ相談(三重県総合教育センター) 毎日 24 時間

<http://www.mpec.jp/modules/tinyd3/index.php?id=2>

◆ 教育相談(三重県総合教育センター)

0 5 9 - 2 2 6 - 3 7 2 9 (月水金 9 時～21 時、火木 9 時～17 時)

◆ 学校における体罰に関する電話相談

059-228-0032 (月水金 9時～21時、火木 9時～17時)

◆ こどもホットダイヤル(三重県健康福祉部子ども家庭局)

0800-200-2555 (毎日 13時～21時)

◆ チャイルドラインMIE(NPO 法人チャイルドライン)

0120-99-7777(月～土 16時～21時、第1・3土 19時～21時)

◆ 少年相談110番(三重県警察本部)

0120-41-7867 (月～金 9時～17時)

◆ 少年サポートセンター(四日市南警察署)

059-354-7867 (月～金 9時～17時)

◆ 子どもの人権110番(法務局 人権擁護委員)

0120-007-110 (平日 8時30分～17時15分)

- (2) 児童に、「いじめ防止アンケート」を年間3回(毎学期)実施し、いじめの状況を把握しています。アンケート実施後には、教職員が児童に対して面談による教育相談を実施し、児童の不安や心配事等の心の状況を把握しています。
- (3) 緊急な被害児童の心のケアに対しては、スクールカウンセラー・臨床心理士の派遣を教育委員会に依頼します。また、必要に応じて、加害児童のケアも行います。
- (4) インターネットやスマートフォン等を使ったネットいじめ対策をします。
- ① 小学校低・中・高学年用のデジタル教材「事例で学ぶ Net モラル」(PC室パソコン上)を道徳や総合的な学習の時間等で活用します。
 - ② 教職員が「ネットモラル」の研修会に積極的に参加します。
 - ③ 学年懇談等の機会を利用し、「インターネットやスマートフォン等の安全な使い方」等の保護者研修会を実施します。

第2章 いじめ防止のための校内組織

1 校内組織

(1)「いじめ防止対策推進校内委員会」で、学級・児童の状況の把握を行っています。

- ① 構成員は、校長、教頭、教育支援部(生徒指導担当、教育相談担当、人権教育担当、養護教諭)
- ② 学校では、平素より職員会議や打ち合わせにおいて、学校・学級等で発生するいじめを含む様々な問題行動等について情報交換しています。そのうち、いじめ事案、あるいは、いじめのおそれのある事案を「いじめ防止対策推進校内委員会」において、対応や指導について協議しています。

(2)「椿小学校いじめ防止対策連絡会議」を設置します。

- ① 構成員は、校長、教頭、教育支援部(生徒指導担当、教育相談担当、人権教育担当、養護教諭)、学校運営協議会委員長、PTA役員、その他校長が必要と認める者
- ② 機能としては、学校基本方針に規定する取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証、修正等、学校におけるいじめの相談・通報の窓口、いじめに関する情報や問題行動等に係る情報の収集及び共有等、いじめの事実関係の調査、児童生徒への指導、支援体制の整備、対応方針の策定・保護者との連携等、重大事態が発生した際の情報収集や事実の調査について、「いじめ防止対策校内委員会」

と連携して取り組みます。

- ③ ②に関して、守秘義務を心得、個人情報やプライバシーに十分に配慮した対応を行います。

2 学校関係者及び各種団体との連携

学校は、平素から学校関係者及び地域の様々な方や団体と、いじめ防止・健全育成のための連携をしてきています。

- (1) P T A及び学校運営協議会と協働しています。
- (2) 事案により、保育園、幼稚園、小学校、他の中学校と連携し、個人情報やプライバシーに配慮しながら情報共有を行っています。
- (3) 主任児童委員、民生委員児童委員、青少年育成協議会、社会福祉協議会、自治会、市民センター等と連携しています。
- (4) 学校自己評価及び学校関係者評価において、いじめ防止対策に係る検証を行います。

第3章 保護者と児童の役割

1 保護者として

保護者として、いじめに対する基本認識について共通理解し、学校と協力して、いじめをしない、させないしつけをお願いします。

教育基本法（第10条）にあるように、保護者は、子の教育について第一義的責任を有していることから、生活に必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが務めです。

- (1) どの児童も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかけてください。
- (2) 児童のいじめを防止するために、学校や地域の人々など児童を見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完しあいながら協働して取り組んでください。
- (3) いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校や関係機関等に相談または通報してください。

2 児童として

- (1) 一人ひとりが、自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心もち、自らが主体的にいじめのない学校づくりに努めてください。
- (2) 周囲にいじめがあると思われるときは、当該の児童に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努めてください。

第4章 いじめ事案に対する対応

いじめを発見、通報を受けた場合は、一部の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ防止対策推進校内委員会」に報告します。「いじめ防止対策推進委員会」は、「椿小学校いじめ防止対策連絡会議」と連携し、事案に対する対応を行います。

いじめの問題には、基本的に次の対応方針で臨みます。

「情報の把握 → 校長・教頭への報告 → 初期対応の確認
→ 事実関係の把握 → 対応方針の決定及び保護者への連絡
→ 指導及び心のケア → 再発防止策の検討及び実践」

また、以下の点に留意した対応とします。

- (1) 被害児童を全面的に支え、守る姿勢で対応します。
- (2) 被害児童からの聞き取り及び保護者への報告を行い、保護者とともに解決を図ります。
- (3) 加害児童からの聞き取り及び保護者への報告を行い、相手への謝罪を含め保護者とともに解決を図ります。
- (4) いじめの問題の背景には、児童が複雑で多様な悩みや不安を抱えている状況が考えられることから、表面的な問題だけを把握することに留まらず、児童を多面的にとらえ、問題の解決を図るよう努めます。
- (5) 周囲の児童からの聞き取りとともに、観衆的・傍観的立場に立つことが、いじめの助長につながるることについて、学級（学年）、学校全体に指導します。
- (6) 教育委員会に第1報をいれるとともに、対応策について継続的に指導・助言を受けます。
- (7) 犯罪行為として扱う必要のある事案については、早期に警察に相談し、連携して対応します。
- (8) いじめ事案への対応を通して、学級（学年）、学校全体の実態や指導体制の課題を明らかにし、再発防止の取り組みにつなげる。学校教育活動全体を通じ、いじめを許さない集団づくりについて見直す等、児童の実態に応じた必要な指導や取り組みの改善、いじめを生まない風土の再構築を行う。

関係機関との連携

学校は、事案に応じて、様々な関係機関と連携して適切な解決を図っていきます。

- (1) 鈴鹿市教育委員会教育支援課
- (2) 鈴鹿市保健福祉部子ども家庭支援課
- (3) 北勢児童相談所
- (4) 鈴鹿警察署
- (5) 鈴鹿市市民対話課
- (6) 鈴鹿市保健福祉部
- (7) その他、専門的な知識及び経験を有する者

第5章 重大事態発生時の対処

1 重大事態の意味（いじめ防止対策推進法第28条）

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ① 児童が自殺を企図した場合
 - ② 身体に重大な障害を負った場合
 - ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ④ 精神性の疾患を発症した場合 等を想定しています。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 重大事態への対処

重大事態が発生した場合、学校（校内委員会）及び椿小学校いじめ防止対策連絡会議は、教育委員会と連携し調査を行う。調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

連携は、鈴鹿市いじめ防止基本方針「6 重大事態への対処」による。

椿小学校 いじめが起こった場合のフロー図

